

糸魚川市駅北復興まちづくり
「糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト」

景観・不燃化ガイドライン

【本町通り沿線編】



平成30年5月 改訂版

新潟県 糸魚川市

糸魚川市駅北復興まちづくり

「糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト」

景観・不燃化ガイドライン

糸魚川駅北地域の中心市街地を東西に横断する「本町通り（市道横町大町線）」は、旧加賀街道として加賀藩の本陣が置かれていたという歴史を持ち、全国的にも稀少である雁木が残されています。

この本町通りを中心に、黒色系の瓦で葺かれた平入りの木造建築が軒を連ねる、特徴的で落ち着いたまちなみが多く見られます。

こうしたまちなみも、平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火によって、その多くが焼失しました。糸魚川市では、この大火からの復興をめざし、平成29年8月に『糸魚川市駅北復興まちづくり計画』を策定し本町通りの歴史的なまちなみの再生や個々の建物の個性を生かしつつ全体として調和のとれた「糸魚川らしいまちなみの再生」とともに、延焼遮断帯の形成や地区全体の建築物の不燃化促進、市道拡幅や防災公園の整備など「大火を防ぐまちづくり」に取り組むこととしています。

これらを実現するためには、行政による道路や公園等の整備と、土地や建物の所有者等による「景観」及び「不燃化」に配慮した土地利用や建築とが、一体となって進められていくことが必要です。

景観に配慮した建物や工作物等がつながっていくことで、統一感や連続性のある豊かで良好なまちなみが生まれます。また、建物を不燃化することで、所有者の皆さんの財産が守られるだけでなく、まち全体の防火性能が強化・向上していきます。

この「景観・不燃化ガイドライン」は、「景観」と「不燃化」を両立させたまちづくりを推進する上での基準を示すものとして定めるものです。

自らが住み暮らしていくまちを、自らの力でよみがえらせ、「糸魚川らしいまちなみ」をみんなで再生していきましょう。

景観・不燃化ガイドライン【本町通り沿線編】

目 次

1．目的と対象エリア

- (1) ガイドライン策定の目的 4
- (2) エリアの設定と整備方針 5
- (3) ガイドラインによってめざすこと 6

2．ガイドラインの概要

- (1) まちなみ・建物の景観イメージ 8
- (2) ガイドラインの内容まとめ 9

3．ガイドラインの具体内容

- 【1】建物等の構造 11
- 【2】建物等の配置 17
- 【3】屋根の素材・形状・色彩 21
- 【4】外壁の素材・色彩 23
- 【5】公道に面する開口部の素材・色彩・修景... 25
- 【6】付属施設 27
- 【7】土地利用 28

1. 目的と対象エリア

(1) ガイドライン策定の目的

糸魚川市駅北大火からの復興と再生に向けて、『景観』と『不燃化』の両方に配慮したまちづくりを目指します。

「糸魚川市駅北 復興まちづくり計画」～ 第4章 重点プロジェクト より (復興まちづくりをけん引するうえで重要な施策や波及効果が高く優先的に取り組むべき施策)		
	2 大火を防ぐまちづくりプロジェクト	3 糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト
目的	大火の拡大を防ぐため、本町通りを延焼遮断帯として機能させるとともに、地区全体の建築物の不燃化を促進します。 また、市道の拡幅や防災上有効な公園等の整備などにより、延焼の拡大を防止し、市民と共に他の災害にも強いまちをつくります。	雁木や酒蔵などをはじめとする本町通りの歴史的なまちなみを再生するとともに、個々の建物の個性を生かしつつ、全体として調和のとれた糸魚川らしい景観づくりを推進します。
主な施策	本町通りにおける延焼遮断帯の形成 木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援 延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進	雁木再生への支援 地場産材等を活用した復興モデル住宅の推奨、支援 雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築の促進と支援



不燃化の促進
 個々の建物の防火性能を高め、市民の生命と財産を守り、まち全体の防火性能を強化・向上します

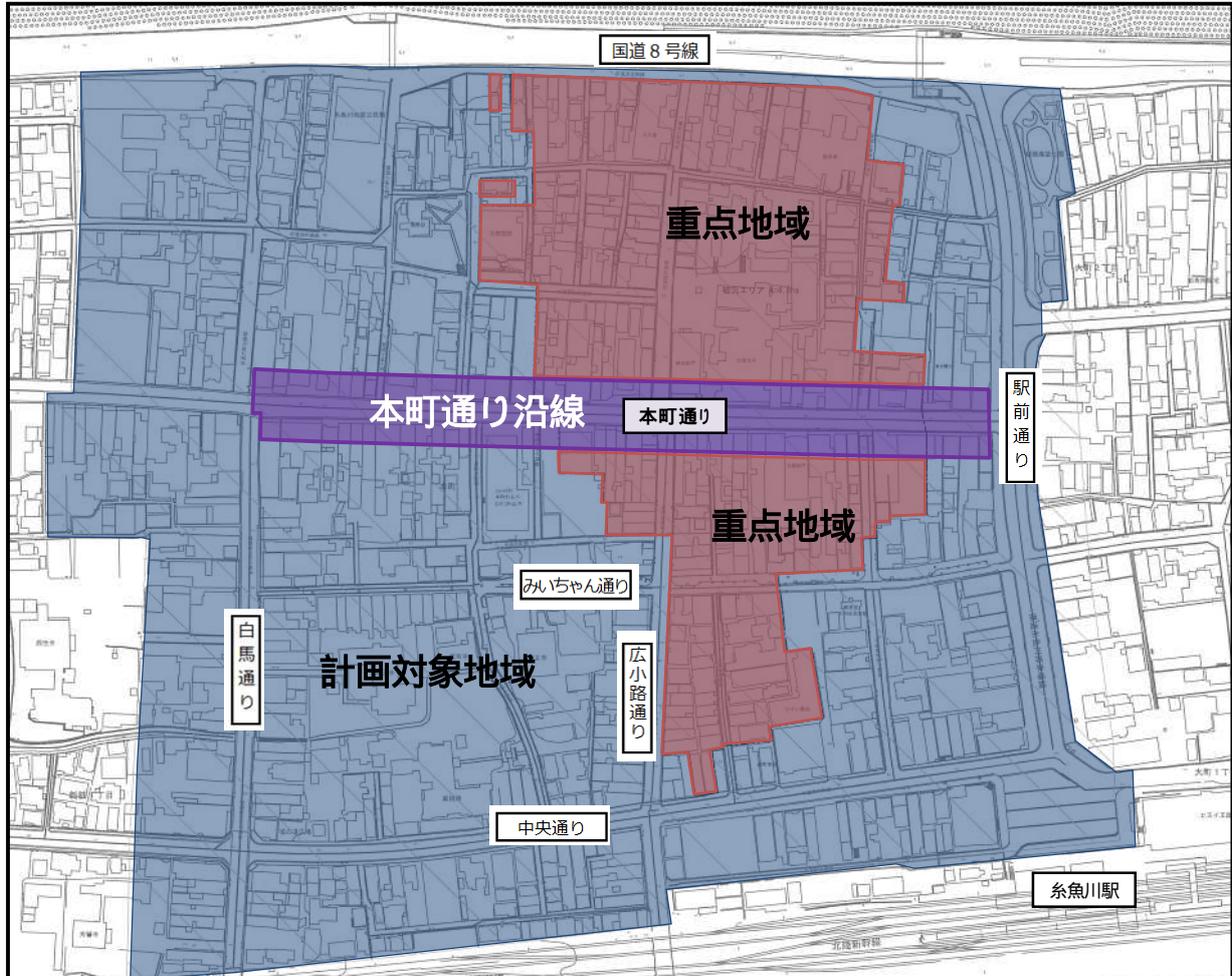


良好な景観の形成
 個々の建物が景観に配慮しながら連なることにより、全体として調和のあるまちなみ景観を形成します



(2) エリアの設定と整備方針

中心市街地のまちなみ再生の取り組みは、**本町通り沿線**、**重点地域**、**計画対象地域**、3つのエリアに区分し、エリア毎に整備を推進します。



本町通り沿線

[上図の紫色の範囲]

沿線の建物を、準耐火建築物または耐火建築物として整備し、火災の拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を創出します。

歴史的な街道の特徴的な景観要素である雁木の再生と歩行者空間の整備を図り、連続性のある調和のとれたまちなみ景観を形成します。

重点地域

[上図の赤色の範囲]

指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域の復興の中で不燃化を推進します。

建物の形状や色あい等をこのガイドラインで定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

計画対象地域

[上図の青色の範囲]

指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域内の不燃化を推進します。

建物の形状や色あい等をこのガイドラインで定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

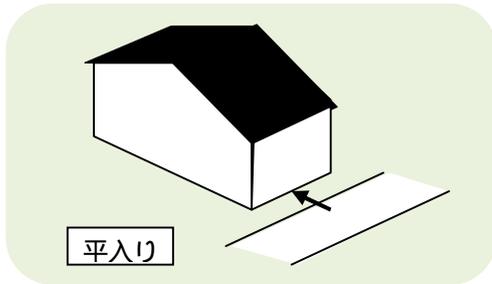
ガイドラインの適用と推進・支援は、**本町通り沿線**と**重点地域**を先行して取り組みます。
計画対象地域への適用・支援は、復興・再生のための整備・実施状況を考慮して、実施時期を決定します（平成30年度以降を予定）。

(3) ガイドラインによってめざすこと

糸魚川らしいまちなみ形成をめざします。

本町通り沿いの建物の特徴

- ・ 黒色の瓦で、玄関が桁側の建物（平入り）が多い。
- ・ 歩行者が雨や雪にあたらないよう軒先に雁木が連なっている。



本町通り沿いの雁木



【「糸魚川市駅北 復興まちづくり計画」より】

建物の防災性能の向上による不燃化の促進をめざします。

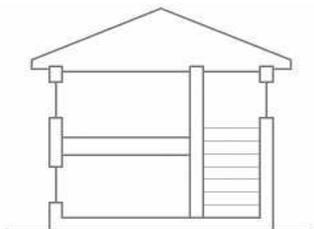
一定範囲内の建物の防災性能を周辺よりも高め、不燃化を促進



延焼遮断帯
の形成

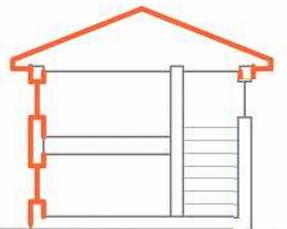
(詳しい内容は p.11 ~
をご確認ください)

【一般建築物】



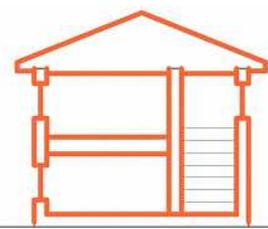
防火性能が低い

【準防火地域指定の建築物】



建材や構造で、主に屋外の
防火性能を高めた建築物。

【準耐火建築物】



建材や構造で、屋内外の
防火性能を高めた建築物。

防火性能が高い

建築物の不燃化

【「糸魚川市駅北 復興まちづくり計画」より】

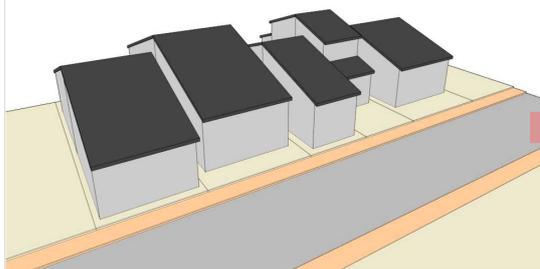
建物どうしの調和によるまちなみ形成をめざします。

調和していない例

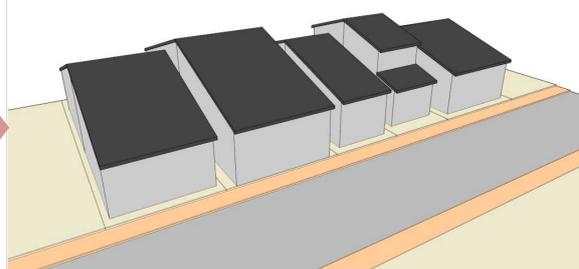


めざすべきまちなみの例

通り沿いの外壁

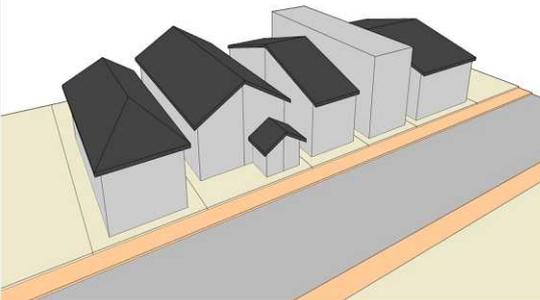


揃っていない

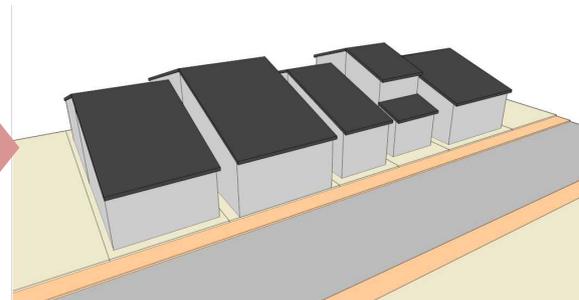


揃っている

屋根の形状や向き

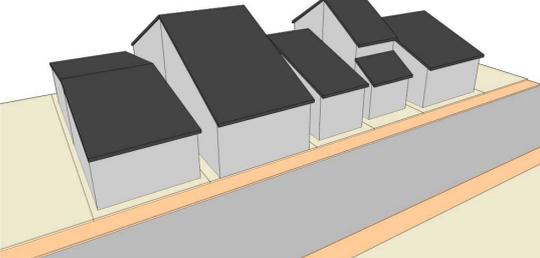


揃っていない

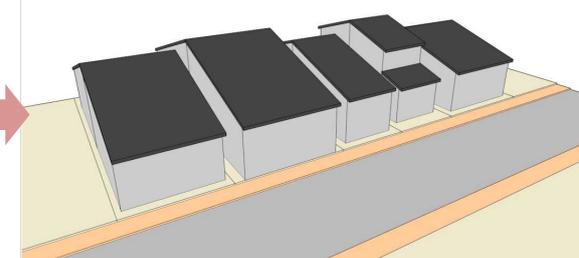


切妻・平入りで揃っている

屋根の勾配



揃っていない

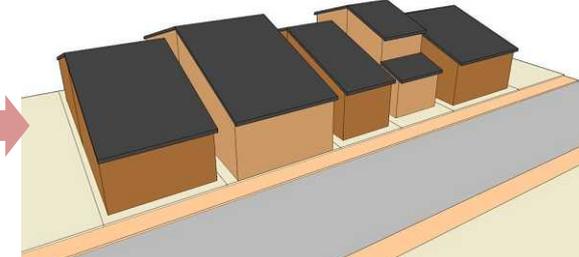


揃っている

外壁の色彩



揃っていない



揃っている

2. ガイドラインの概要

(1) まちなみ・建物の景観イメージ

ガイドラインの概要を「まちなみ」と「建物」の景観イメージで示します。

まちなみ景観

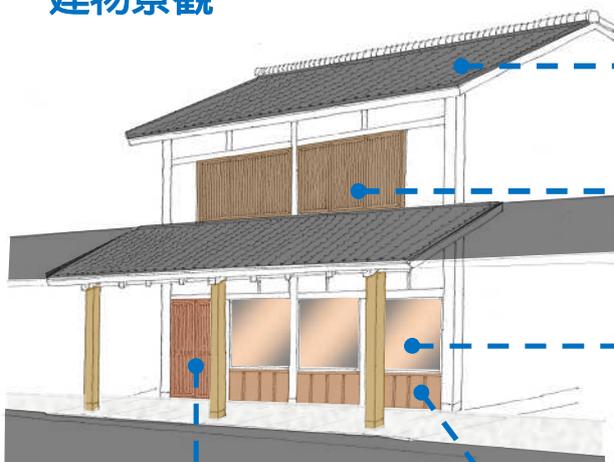
勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます

準耐火建築物または耐火建築物の雁木を設置します

建物の外壁を後退させ、歩行者空間を確保します



建物景観



屋根は日本瓦、金属瓦（日本瓦調）等とします（黒系・茶系）

切妻屋根で軒のある形状とします

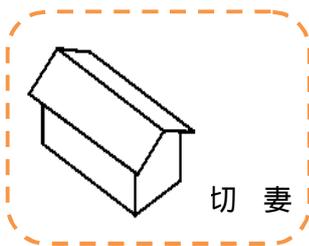
公道に面する窓又は外壁に縦格子（黒系・茶系・木肌調）の修景をします（不燃材使用）

公道に面する開口部の枠は、黒系・茶系・ステンカラー系・外壁をガイドライン推奨色にした時のみ外壁と同系色 のいずれか（ガラスは透明・白系）

準耐火建築物又は耐火建築物

通りに対して桁側を平行に配置します

黒系・茶系・白系・木肌調とします



切妻



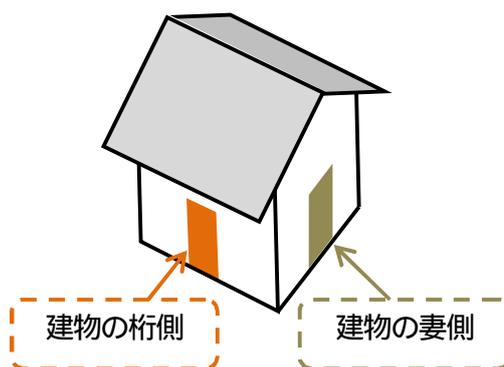
寄棟



片流れ



陸屋根



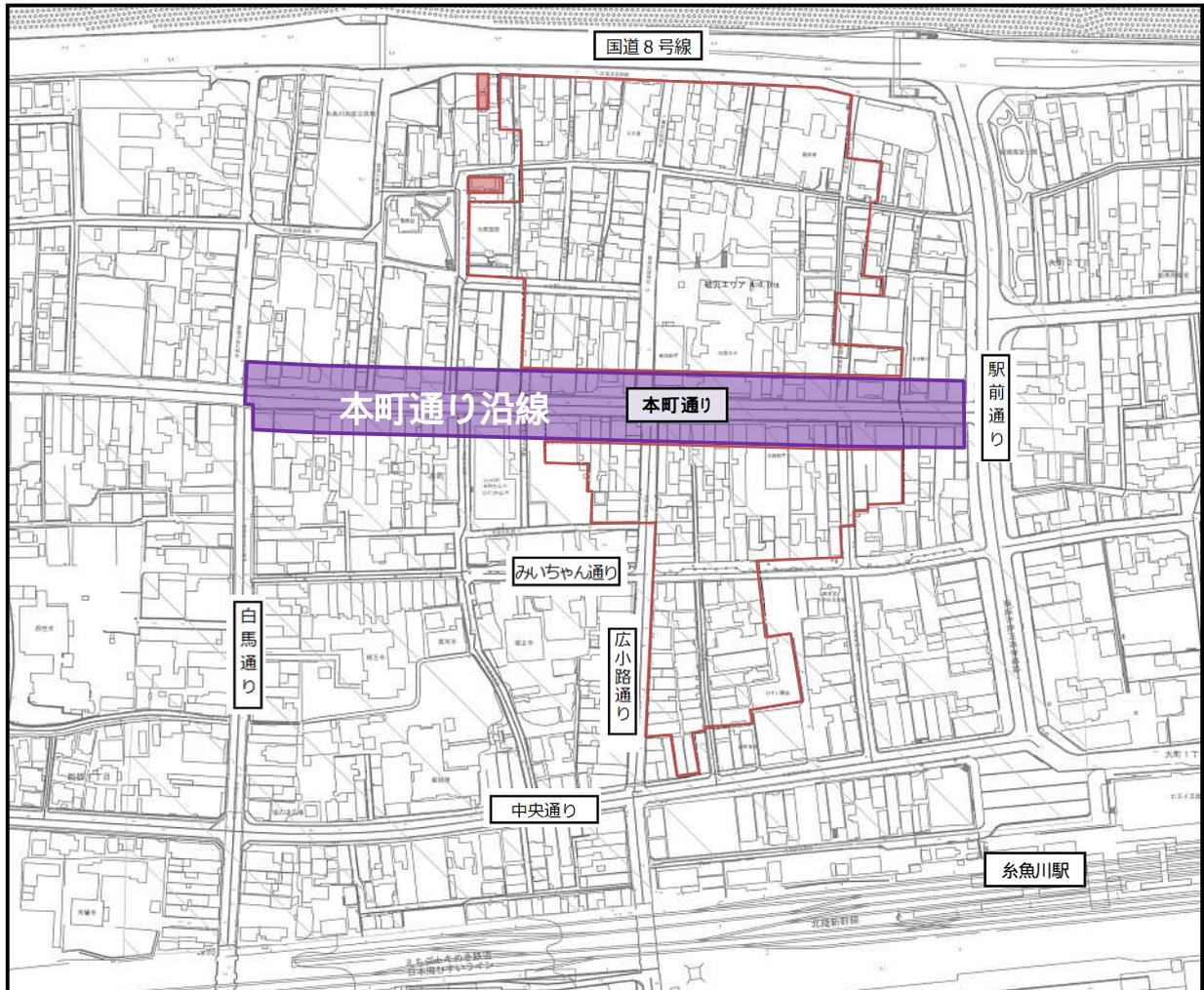
建物の桁側

建物の妻側

(2) ガイドラインの内容まとめ

本町通り沿線の景観・不燃化ガイドラインの内容を、以下にまとめます。

対象範囲



- ・本町通り（駅前通りと白馬通りの間の区間）の道路境界から奥行12メートルまでの範囲
この範囲の内外にまたがって建つ建物も対象になります

方針

沿線の建物を、準耐火建築物又は耐火建築物として整備し、火災の拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を創出します。

歴史的な街道の特徴的な景観要素である雁木の再生を推奨するとともに歩行者空間の整備を図り、連続性のある調和のとれたまちなみ景観を形成します。

建物の形状や色あい等をこのガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

内容一覧

建物・付属建物	【1】 建物等の構造	(1)防火性能	準耐火建築物 または 耐火建築物 とします。【必須】 本町通りから高さ 5 メートルまでは、空隙のない壁を設けるなど防火上有効な構造とします。【必須】
			建物の間口率を 7/10 以上とします。【必須】
			建物の高さを 5 メートル以上とします。【必須】
	【2】 建物等の配置	(1)建物の位置	本町通り沿いに 1.8 メートル以上の歩行者空間を確保するため、建物の外壁を道路境界から 2.4 メートル以上後退させます。【必須】 この歩行者空間には、歩行者の通行を妨げる塀、さく、広告物、看板、自動販売機などの工作物を置きません。【必須】
			各戸の前に 準耐火建築物 または 耐火建築物 の雁木を設置します。【設計基準あり】 通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます。
		(2)屋根の形状・入口位置	切妻屋根で、軒のある形状とします。 通りに対して桁行方向が概ね平行になるよう建物を配置します。 複数の通りに面する敷地の場合は、その敷地を含む街区全体の建ち並びに合わせた配置とします。
	【3】 屋根の素材・形状・色彩	(1)素材	日本瓦葺き 又は 金属瓦（日本瓦調のもの）葺きとします。 瓦を用いない場合は、カラー鋼板等を用いた瓦棒葺き、横葺き、又は平葺きとします。
		(2)形状	勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます。（3.5 寸～5 寸勾配）
		(3)色彩	黒系又は茶系とします。
【4】 外壁の素材・色彩	(1)素材	準耐火建築物又は耐火建築物の防火性能を満たすものとします。	
	(2)色彩	黒系、茶系、白系又は木肌調（木そのものの色合い）とします。	
【5】 通りに面する窓・外壁等の修景	(1)色彩	通りに面するすべての開口部の枠の色彩は、黒系、茶系、ステンカラー系、外壁をガイドラインが推奨する色にした場合に限り外壁と同系色のいずれかとします。 通りに面するすべてのガラスは透明又は白系とします。	
		(2)修景	通りの正面から格子部分が 0.8 m ² 以上見えるように、次のいずれかの修景をします。【設計基準あり】 ・窓に縦面格子を取り付ける ・外壁や開口部などに装飾や目隠しの縦格子を取り付ける。 格子には不燃材料を用い、色は黒系、茶系、又は木肌調（木そのものの色合い）とします。
付属施設	(1)設置位置	通りに面する部分には設置しないようにします。 通りに面してやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します。	
		(2)色彩	通りに面してやむを得ず設置する場合は、黒系、茶系、木肌調、外壁をガイドラインが推奨する色にした場合に限り外壁と同系色のいずれかとします。
その他	【7】 土地利用	植樹・植栽	延焼の拡大の抑制と緑豊かなまちなみの形成を目指し、市街地内の緑化を推進します。

色彩基準あり

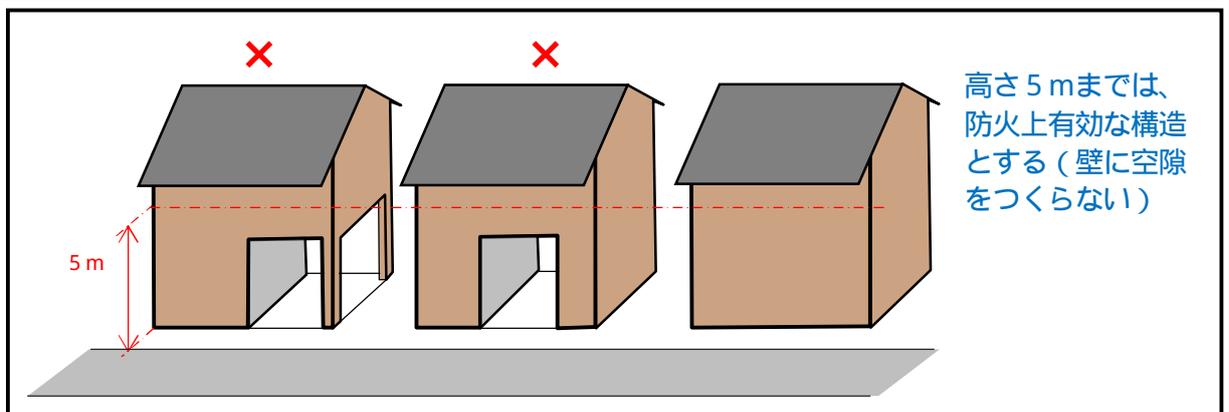
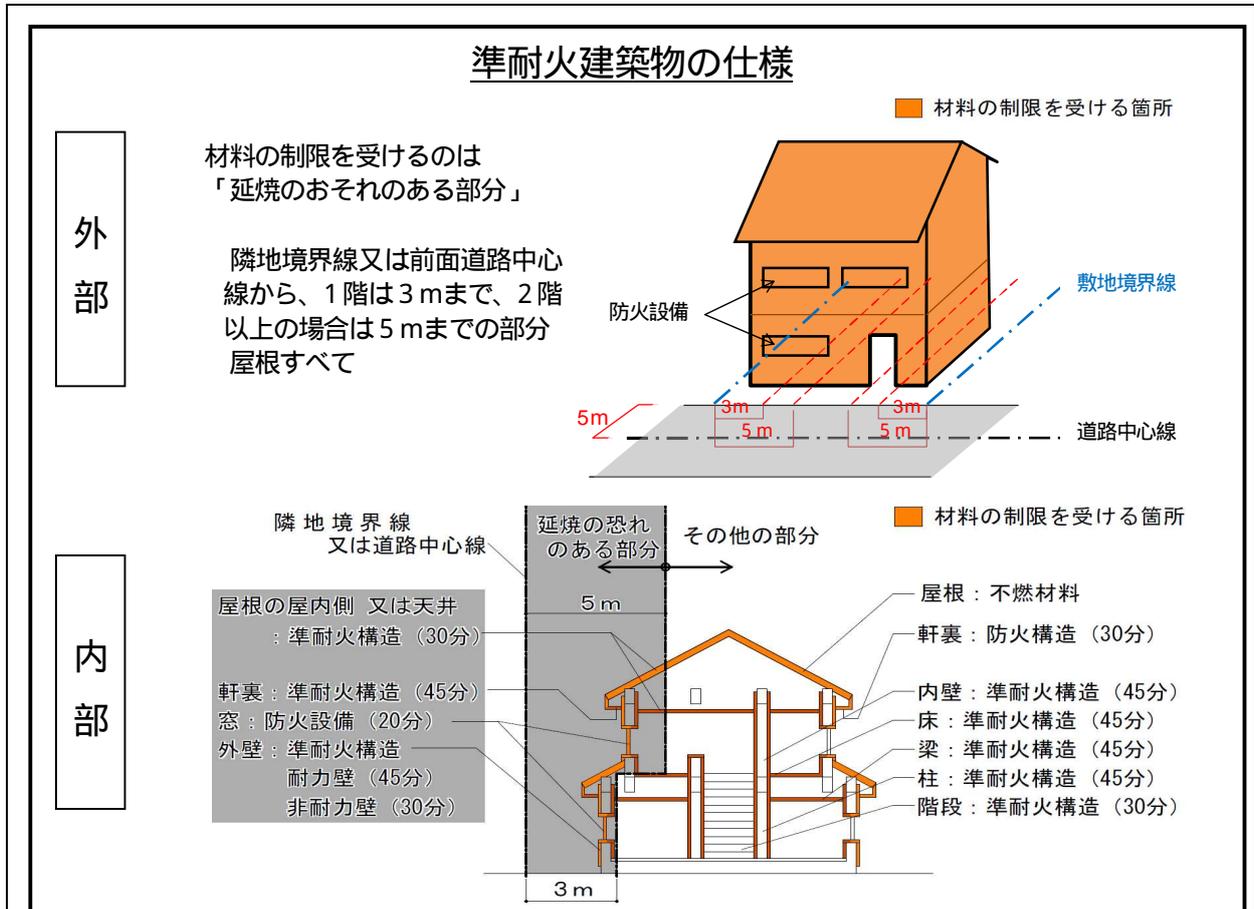
3. ガイドラインの具体内容

【1】建物等の構造

(1) 防火性能

本町通り沿線（道路境界から奥行12メートルまで）の範囲に全部または一部が建つ建物は、準耐火建築物 または 耐火建築物 とします。 **【必須】**

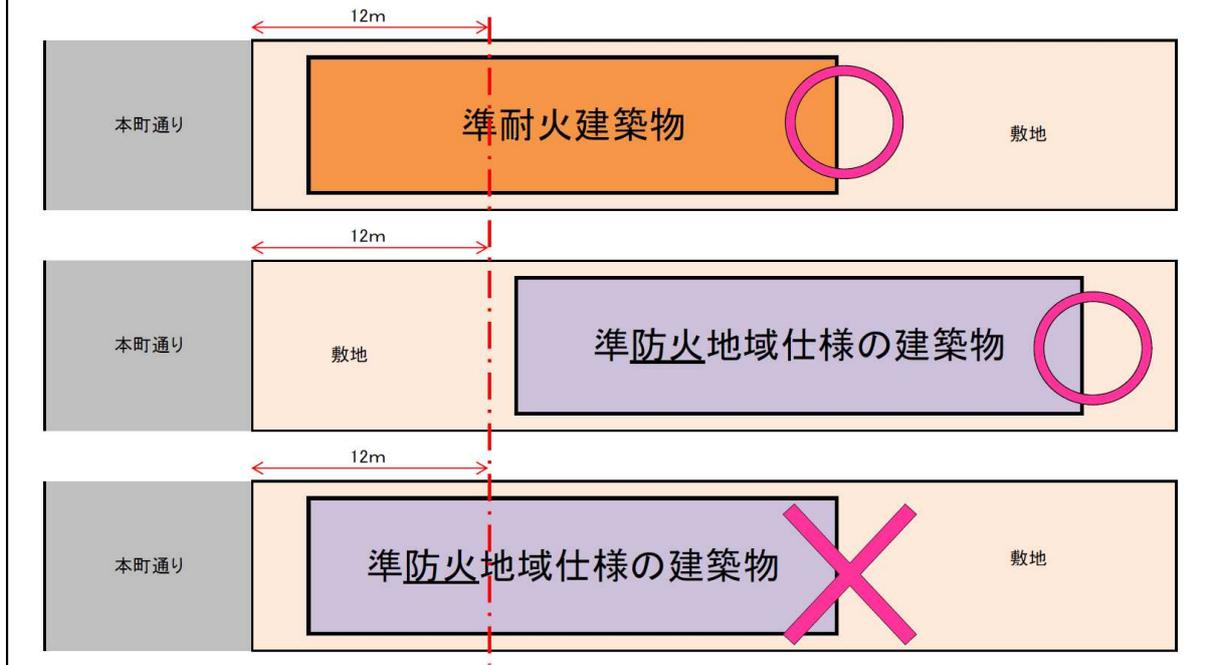
また、本町通りから高さ5メートルまでは、空隙のない壁を設けるなど防火上有効な構造とします。 **【必須】**



当地区の都市計画の指定は「準防火地域」ですが、それに必要な仕様よりも防火性能を高めた「準耐火建築物」または「耐火建築物」として、延焼遮断帯を形成します。

それらの各種性能や仕様については、建築基準法で細かく決められています。

本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)に全部または一部が建つ建物は、準耐火建築物または耐火建築物とします。



ただし、次のいずれかに該当する場合は、この制限がかかりません（準防火地域の制限はかかります）

- (1) 災害対応のための応急仮設建築物及び仮設建築物。
- (2) 延べ面積が 50 m²以下の平屋建てであり、かつ、外壁及び軒裏が全て防火構造となっている附属建築物(本町通り沿線(道路境界から奥行 12メートルまで)の区域内に主たる建築物があるものに限る)。
- (3) 本町通り沿線(道路境界から奥行 12メートルまで)の区域内に主たる建築物があるカーポート、テント倉庫その他の簡易な構造の建築物。
- (4) 建築物に附属する高さ 2 m以下の門又は扉。
- (5) 建築物に附属する高さ 2 mを超える門又は扉で、不燃材料で造り、又はおおわれたもの。
- (6) 地区計画の規定の施行または適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等。
- (7) 建築基準法第 3 条第 1 項に掲げる建築物(文化財)。
- (8) 地下に設ける建築物。
- (9) 都市計画施設の区域内の建築物。
- (10) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。

用語

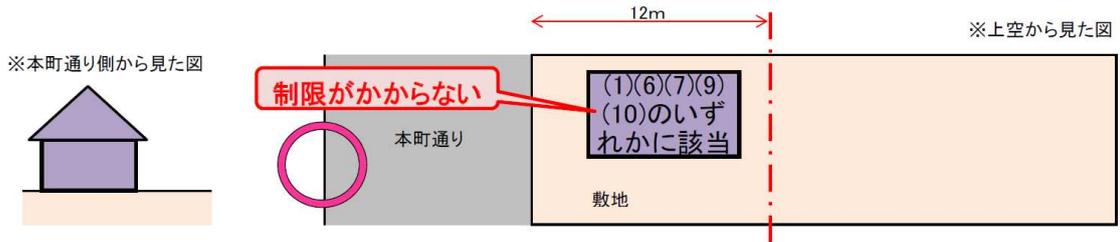
主たる建築物 : いわゆる「^{おもや}母屋」のこと。

附属建築物 : 母屋と同じ人が所有し、母屋と利用上一体になっている建物のこと。
倉庫、物置、勉強部屋、作業部屋、便所など。

地区計画 : 糸魚川市が都市計画として定める、地区の特性に応じた建築ルール。
本町通り沿線を延焼遮断帯にするとともに歩行者の空間を確保するための建築制限などが定められ、条例によって運用される。

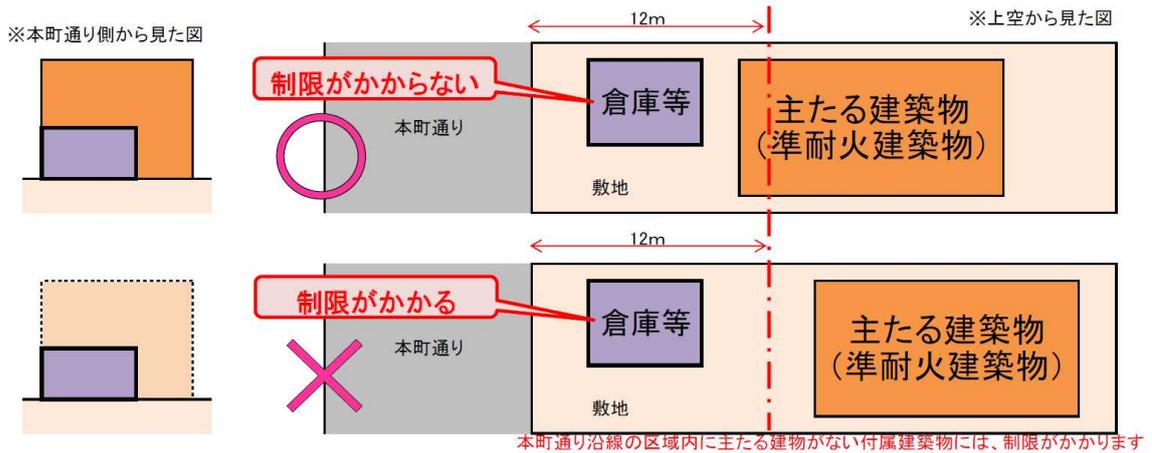
【この制限がかからない例 ①】

- (1) 災害対応のための応急仮設建築物及び仮設建築物
- (6) 地区計画の規定の施行または適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等
- (7) 建築基準法第3条第1項に掲げる建築物(文化財)
- (9) 都市計画施設の区域内の建築物
- (10) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの



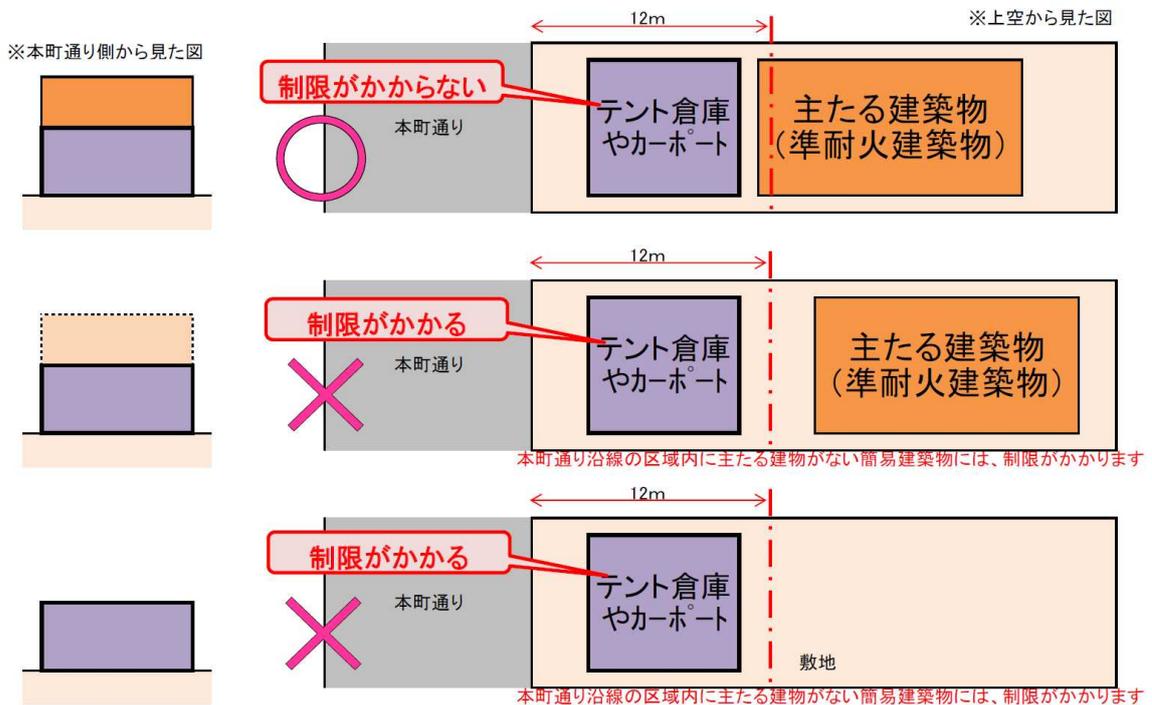
【この制限がかからない例 ②】

- (2) 延べ面積が50㎡以下の平屋建てであり、かつ、外壁及び軒裏が全て防火構造となっている附属建築物(倉庫等) (本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)の区域内に主たる建築物があるものに限る)



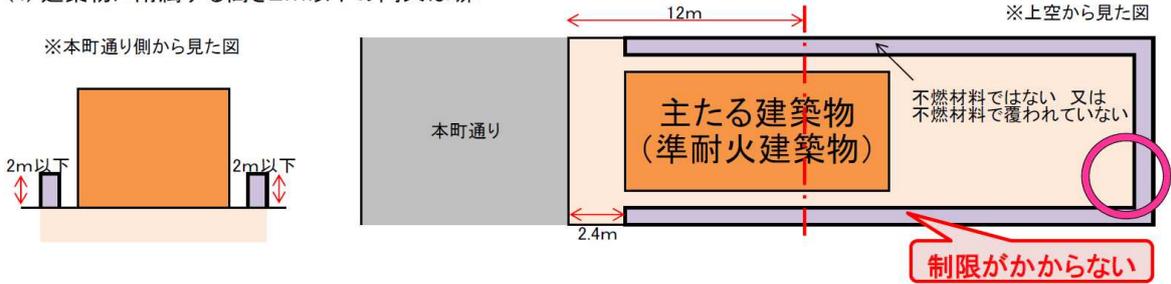
【この制限がかからない例 ③】

- (3) 本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)の区域内に主たる建築物があるカーポート、テント倉庫その他の簡易な構造の建築物

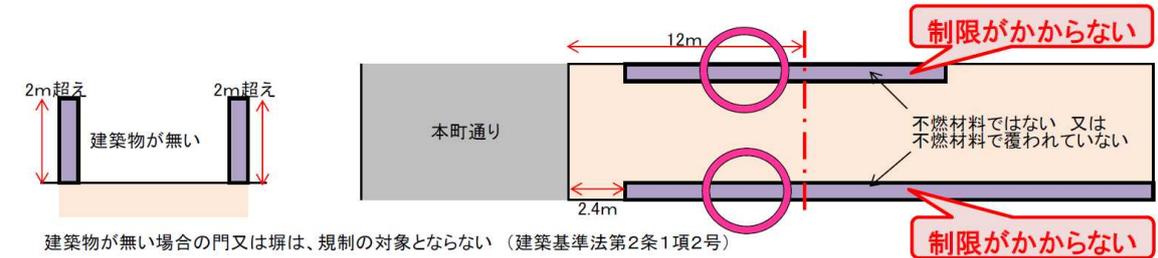
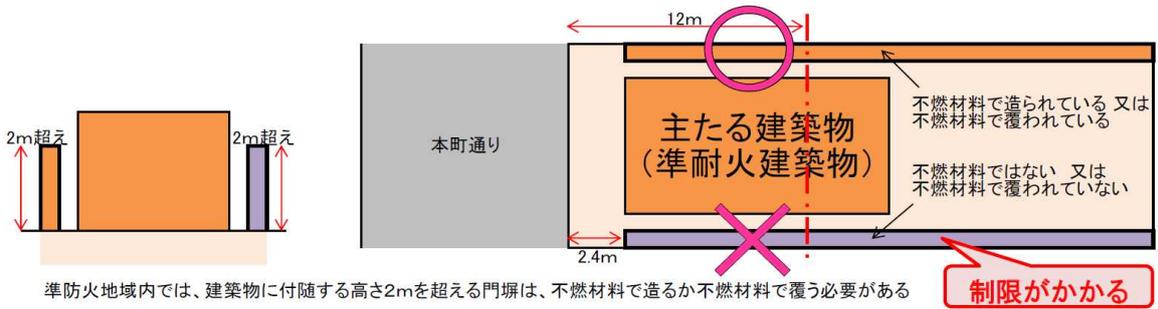


【この制限がかからない例 ④】

(4) 建築物に附属する高さ2m以下の門又は塀

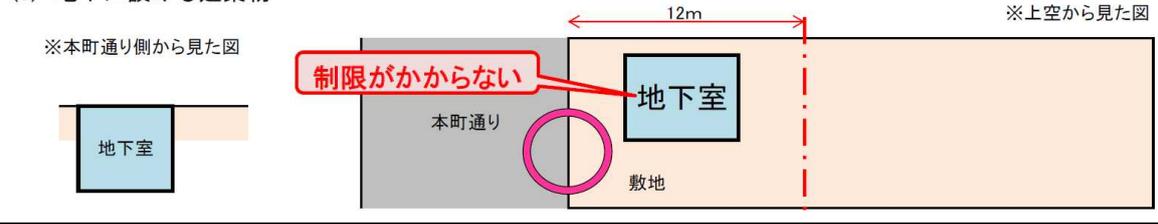


(5) 建築物に附属する高さ2mを超える門又は塀で、不燃材料で造り、又はおおわれたもの。



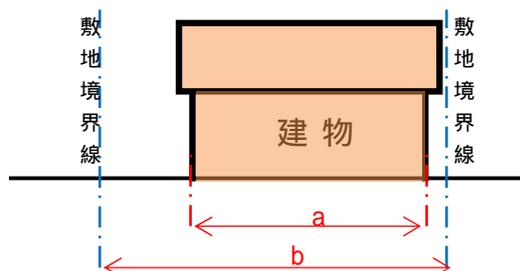
【この制限がかからない例 ⑤】

(8) 地下に設ける建築物



本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)の範囲に全部または一部が建つ建物は、範囲内の間口率を7/10以上とします。【必須】

前(本町通り)から見た図

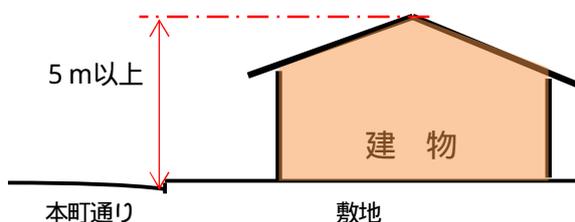


間口率 = 本町通りに接する敷地の長さ(b)に対する建物の間口の長さ(a)の割合 (a÷b)

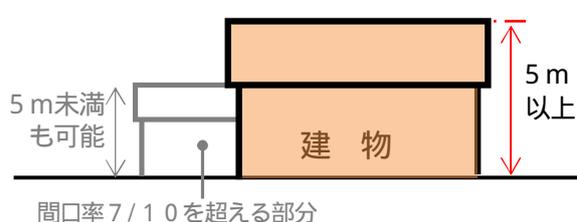
沿道の建物間の隙間を小さくすることで、建物を越える延焼を生じにくくします。

本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)の範囲に全部または一部が建つ建物は、範囲内の高さを5メートル以上とします。【必須】

横から見た図



前(本町通り)から見た図



間口率の最低限度(7/10)を超える部分は、5メートル未満でもかまいません

沿線の建物を一定以上の高さとする事で、建物を越える延焼を生じにくくします。

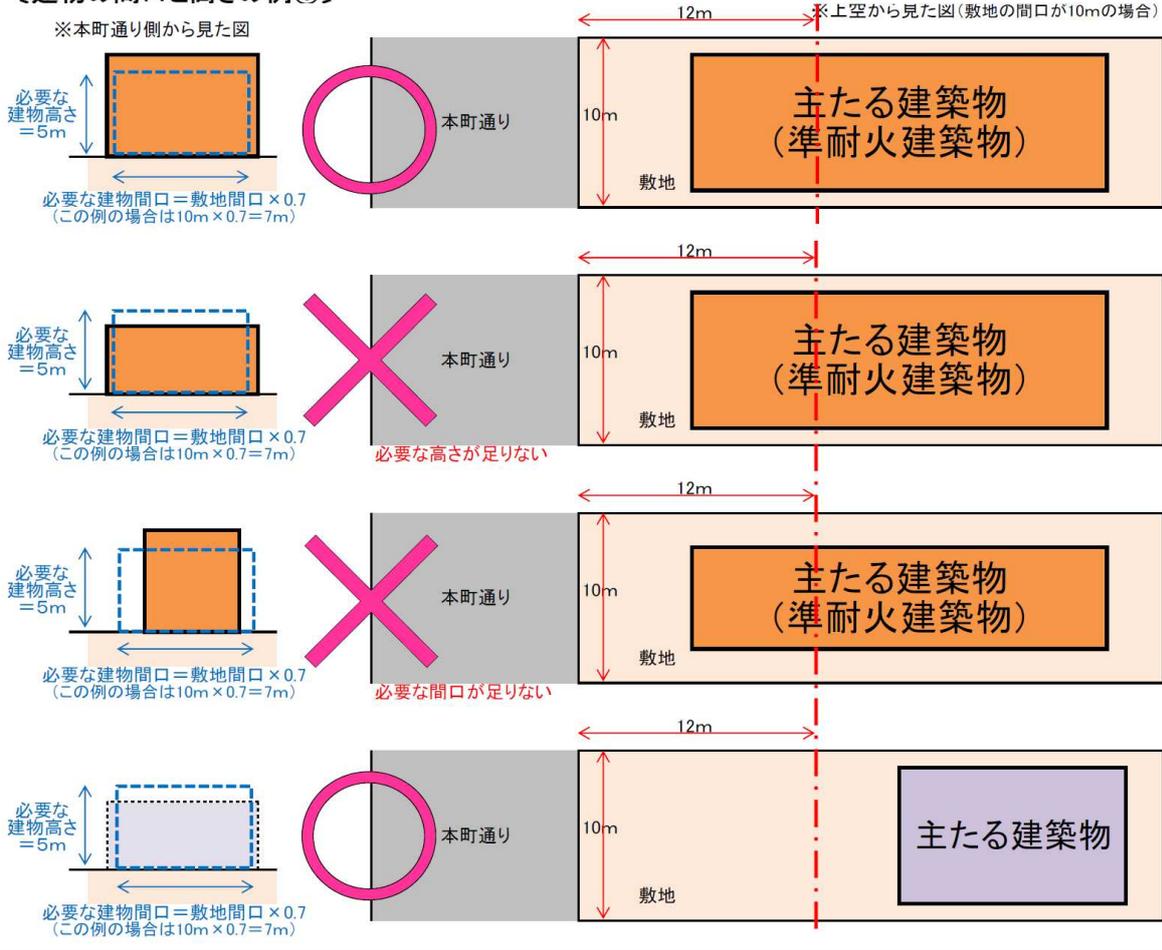
ただし、次のいずれかに該当する場合は、上の二つの制限がかかりません

p.12~14 参照

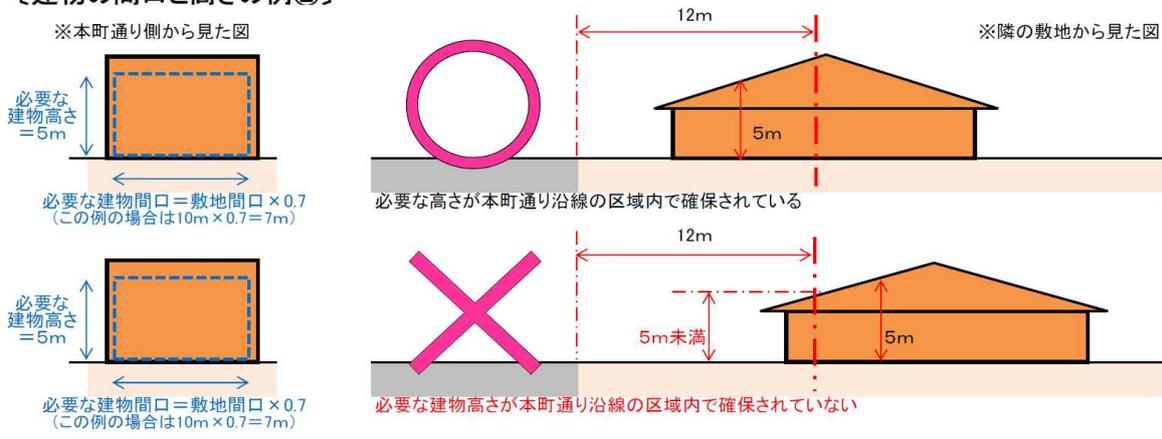
- (1) 十分に外気に開放された平屋の公共用歩廊(雁木)又はあずまや。
- (2) 災害対応のための応急仮設建築物及び仮設建築物。
- (3) 延べ面積が50㎡以下の平屋建てであり、かつ、外壁及び軒裏が全て防火構造となっている附属建築物(本町通り沿線(道路境界から奥行12メートルまで)の区域内に主たる建築物があるものに限る)。
- (4) 本町通り沿線(道路境界から奥行12メートルまで)の区域内に主たる建築物があるカーポート、テント倉庫その他の簡易な構造の建築物。
- (5) 建築物に附属する高さ2m以下の門又は塀。
- (6) 建築物に附属する高さ2mを超える門又は塀で、不燃材料で造り、又はおおわれたもの。
- (7) 地区計画の規定の施行または適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等。
- (8) 建築基準法第3条第1項に掲げる建築物(文化財)。
- (9) 地下に設ける建築物。
- (10) 都市計画施設の区域内の建築物。
- (11) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。

本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)に全部または一部が建つ建物は、間口率を7/10以上とします。
 本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)に全部または一部が建つ建物は、高さを5m以上とします。

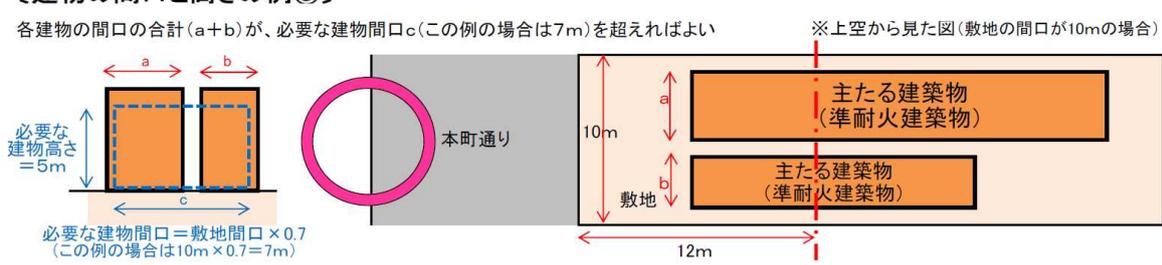
〔建物の間口と高さの例①〕



〔建物の間口と高さの例②〕



〔建物の間口と高さの例③〕



【 2 】 建物等の配置

(1) 建物の位置

本町通り沿いに 1.8 メートル以上の歩行者空間を確保するため、建物の外壁を道路境界から 2.4 メートル以上を後退（セットバック）させます。 【必須】

また、この歩行者空間には、歩行者の通行を妨げる塀、かき、さく、広告物、看板、自動販売機などの工作物を置かないようにします。 【必須】

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この制限がかかりません

- (1) 十分に外気に開放された平屋の公共用歩廊（雁木）
- (2) 地区計画の規定の施行または適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等。
- (3) 建築基準法第 3 条第 1 項に掲げる建築物（文化財）。
- (4) 地下に設ける建築物。
- (5) 都市計画施設の区域内の建築物。
- (6) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。

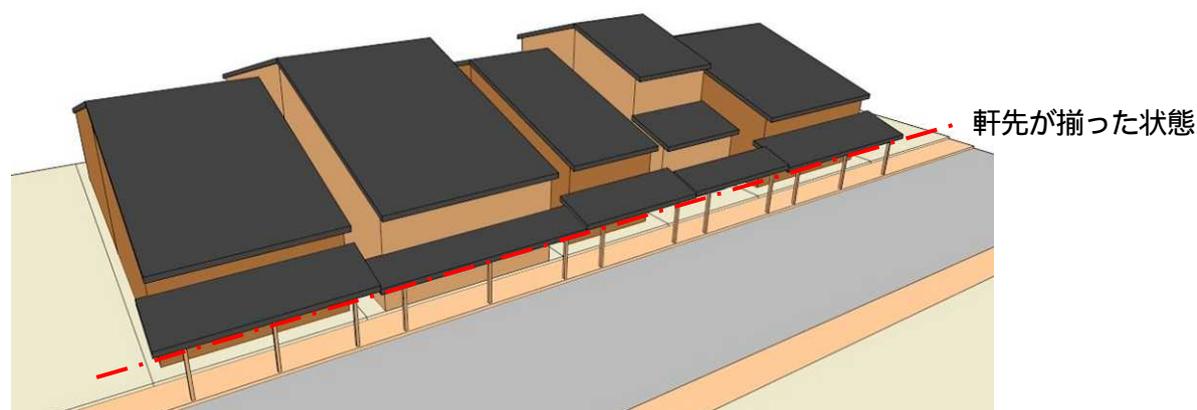
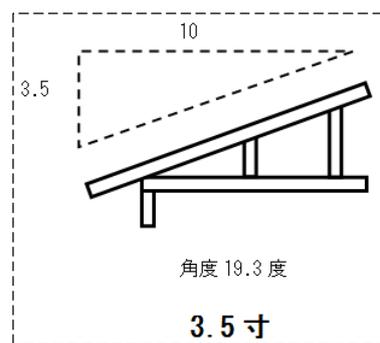
各戸の前に 準耐火建築物 または 耐火建築物 の雁木を設置します。

【雁木について】

雁木は、本町通りの景観を決定づけるものであり、また歩行者の通路という機能上も重要な存在です。それぞれの方が雁木を整備されるにあたって、隣地の方との協調など、以下の点に配慮されることが望まれます。

1) 雁木の屋根

- ・本町通り全体として統一感のある景観となるよう、屋根は瓦屋根、金属瓦、鋼板葺き（横葺き、棒葺き、平葺き）とし、屋根勾配は原則 3.5 寸とします。
- ・軒先が揃うことで整った景観となることから、道路境界線ぎりぎりまで軒を出します。
- ・歩行者が雨や雪に濡れず快適に通行できるよう、隣地の雁木との間にすき間をつくらず、敷地境界ぎりぎりまで設置します。



2) 雁木の色

- ・屋根 : 黒系
- ・破風、鼻隠し、雨樋 : 黒系、茶系
- ・梁、柱、垂木 : 茶系、木肌
- ・天井、軒裏、梁小口、垂木小口 : 白系、茶系、木肌

3) 天井高さ

- ・床から天井（又は梁の下面）までを 2.5メートルに揃えます。

雁木の天井高さ

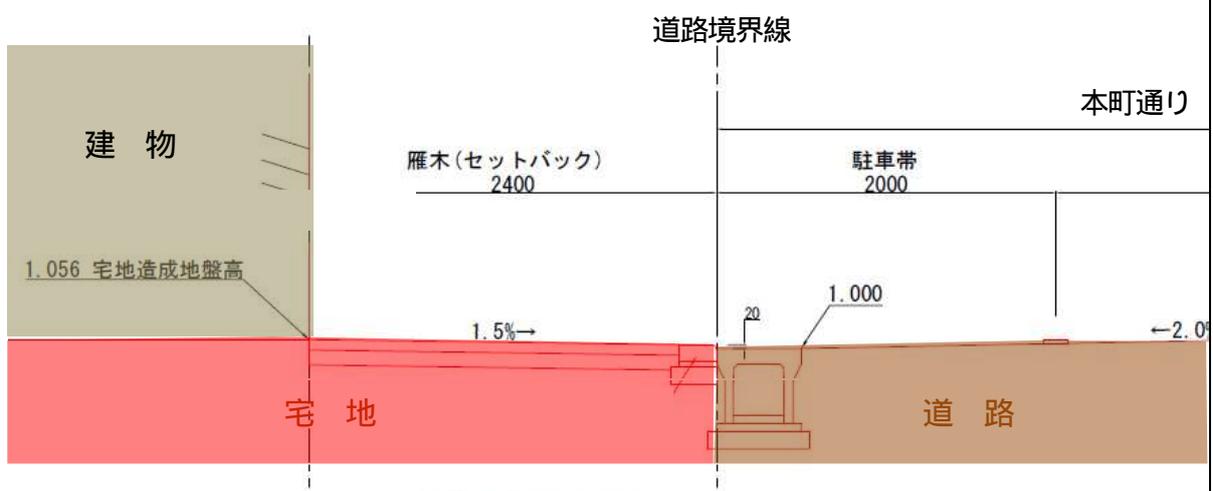
推奨値：2.5m（歩道の建築限界として道路構造令で定められている高さ）

下限値：2.1m（居室の最低高さとして建築基準法で定められている高さ）

4) 雁木（セットバック部分）の床面

- ・歩行者や車椅子などが安全に通行できるよう、隣地との間に段差ができないよう配慮します。
- ・調和のとれた景観となるよう、石貼りまたはそれに準じた色彩の磁器質タイル貼りとします。

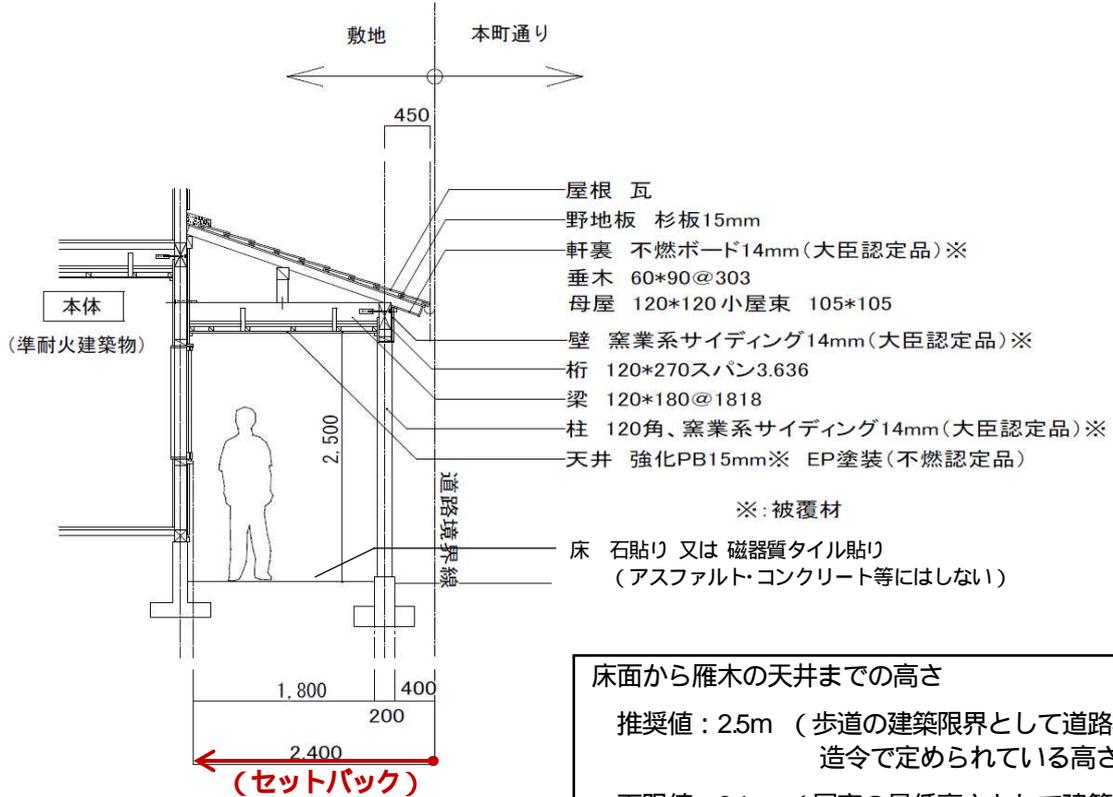
セットバック部分の断面設計例



みなさんが（隣地との間に段差ができないように配慮しながら）上図の設計例に沿っていただくことによって、段差がなくなり、安全な歩行者空間が生まれます。

セットバック部分の勾配が 1.5% の場合に、2.4m 後退した場合の壁面線の位置（建物の入口など）は、官民境側の部分より 36mm 高くなり、官民境の道路面に対しては 56mm 高くなります

雁木の設計例 【不燃ボード巻による準耐火建築物】



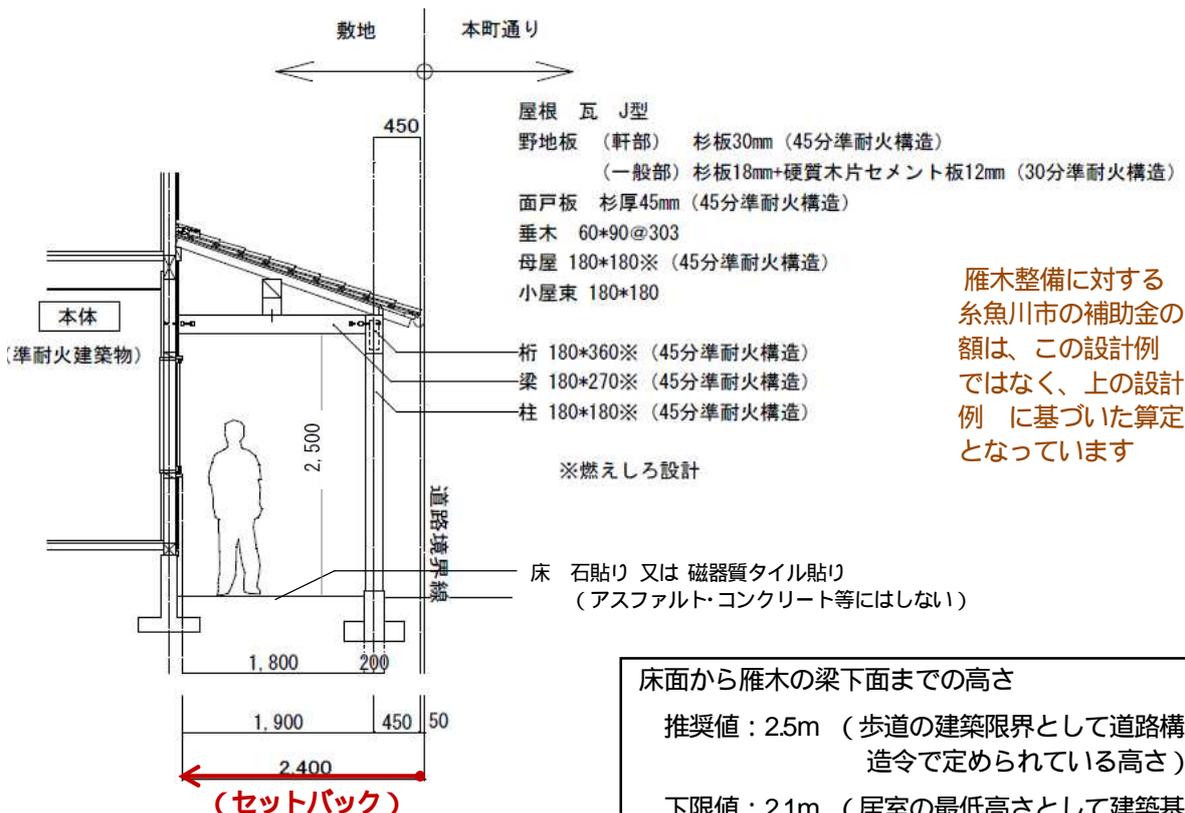
建物外壁の道路境界からの後退距離：2.4m以上

床面から雁木の天井までの高さ

推奨値：2.5m (歩道の建築限界として道路構造令で定められている高さ)

下限値：2.1m (居室の最低高さとして建築基準法で定められている高さ)

雁木の設計例 【燃えしろ設計による準耐火建築物】



雁木整備に対する
糸魚川市の補助金の
額は、この設計例
ではなく、上の設計
例に基づいた算定
となっています

建物外壁の道路境界からの後退距離：2.4m以上

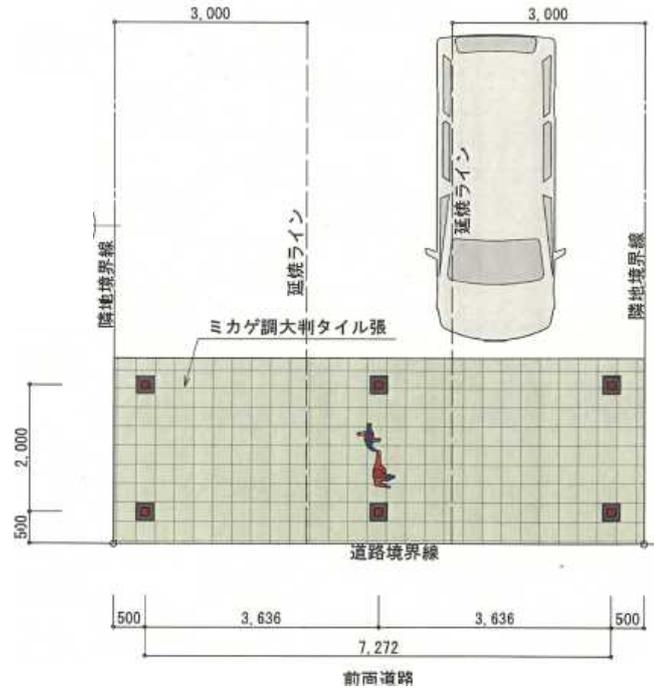
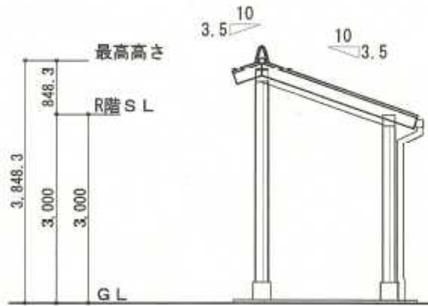
床面から雁木の梁下面までの高さ

推奨値：2.5m (歩道の建築限界として道路構造令で定められている高さ)

下限値：2.1m (居室の最低高さとして建築基準法で定められている高さ)

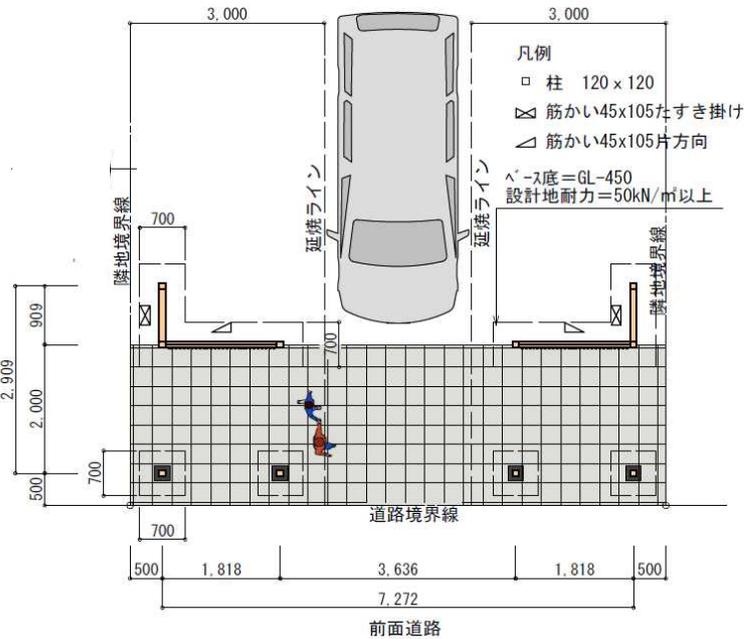
雁木の設計例

【独立型（1）鉄骨ラーメン構造】

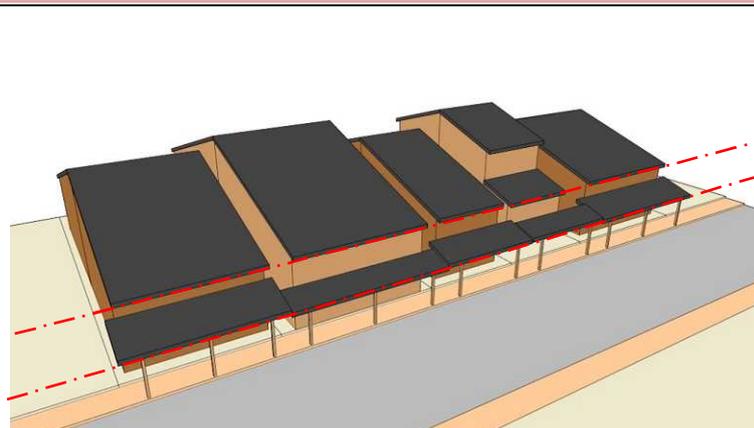


雁木の設計例

【独立型（2）木造筋かい構造】



通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます。



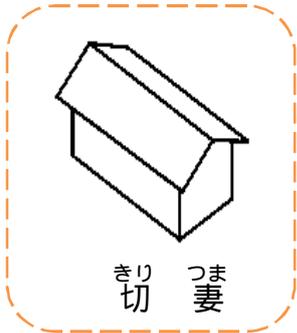
軒先
雁木の軒先

平入りの建物が並ぶまちなみでは、軒先を揃えることによって、整った景観が生まれます。

(2) 屋根の形状・入口の位置

切妻屋根で、軒のある形状とします。

〔代表的な屋根の形状〕



きり切 つま妻



よせ寄 むね棟



かたながれ 片流れ



りくやね 陸屋根

糸魚川に多く見られる形状に揃えることで、糸魚川らしいまちなみを形成します

通りに対して桁行方向が概ね平行になるよう建物を配置します。

<例>

	<p>街なみに合う屋根形状</p>	<p>屋根の桁行方向が通りに平行に揃っており、調和のある街なみとなります。</p>
	<p>街なみに合う屋根形状</p>	<p>屋根の桁行方向が通りに平行に揃っており、調和のある街なみとなります。 (物入口は、妻入りと平入りが混在しても可)</p>
<p>×</p>	<p>街なみに合わない屋根形状</p>	<p>屋根の桁行方向が通りに平行に揃っておらず、調和のある街なみになりません。</p>
<p>×</p>	<p>街なみに合わない屋根形状</p>	<p>屋根の桁行方向が通りに平行に揃っておらず、調和のある街なみになりません。</p>

糸魚川に多く見られる形状に揃えることで、糸魚川らしいまちなみを形成します

建物が複数の通りに面する場合は、市が指定する通りに合わせます

【3】屋根の素材・形状・色彩

(1) 素材

日本瓦葺き 又は 金属瓦（日本瓦調のもの）葺き とします。

瓦を用いない場合は、カラー鋼板等を用いた 瓦棒葺き、横葺き、又は平葺き とします。



日本瓦葺きの例



金属瓦（日本瓦調のもの）の例



瓦棒葺きの例



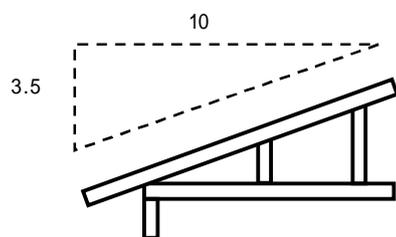
横葺きの例



平葺きの例

(2) 形状

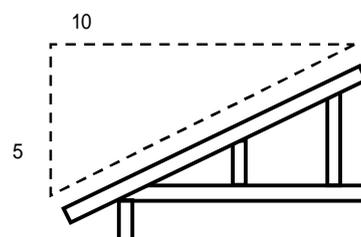
勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます。（3.5寸～5寸勾配）



角度 19.3度

3.5寸

～



角度 26.5度

5寸

(3) 色彩

黒系又は茶系とします。

【 4 】 外壁の素材・色彩

(1) 素材

防火性能を満たす（準耐火建築物または耐火建築物の）素材とします。

[p.11 【 1 】 (1) 参照]

(2) 色彩

黒系、茶系、白系又は木肌調（木そのものの色合い）を基調色とします。

・黒系、茶系、白系は、下のマンセル値によるものとします。

色	マンセル値		
	色相 H	明度 V	彩度 C
黒系	すべて	0 ~ 2	0 ~ 1
		0 ~ 2.1	0 ~ 0.9
		0 ~ 2.2	0 ~ 0.8
		0 ~ 2.3	0 ~ 0.7
		0 ~ 2.4	0 ~ 0.6
		0 ~ 2.5	0 ~ 0.5
		0 ~ 2.6	0 ~ 0.4
		0 ~ 2.7	0 ~ 0.3
		0 ~ 2.8	0 ~ 0.2
		0 ~ 2.9	0 ~ 0.1
		0 ~ 3	0 (無彩色)
茶系	7.5R ~ 10R	0 ~ 4	0 ~ 4
	0.1YR ~ 7.5YR	0 ~ 5	0 ~ 5
	7.6YR ~ 10YR	0 ~ 4	0 ~ 4
	0.1Y ~ 2.5Y	0 ~ 2	0 ~ 4
白系	2.5YR ~ 10YR	9 ~ 10	0 ~ 1
	0.1Y ~ 10Y	8 ~ 10	0 ~ 2
	0.1GY ~ 10YG	8.5 ~ 10	0 ~ 1.5
	0.1G ~ 5G	9 ~ 10	0 ~ 1
	すべて	8.5 ~ 10	0 (無彩色)

・基調色のほかにアクセント的な色彩を使う場合は、小さい割合（10%程度以下）と

し、基調色との調和に努めるものとします。

色彩は、三つの属性（色相、明度、彩度）の組み合わせで表現されます。

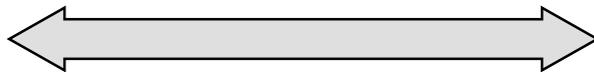
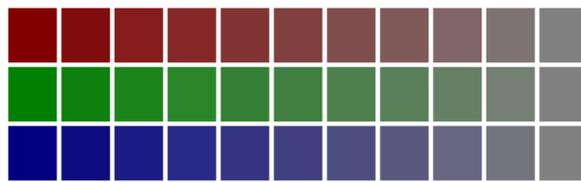
1) 色相 赤、黄、緑、青といった色の違い



2) 明度 色の明るさの度合い



3) 彩度 色の鮮やかさの度合い



伝統的まちなみで多くを占める木造建物の色彩は、黒・茶・白です。
彩度を下げていくことで、従来のまちなみに馴染む落ち着いた色彩になります。



白系の例（しっくい壁）



木肌の例（木そのものの色合い）

【5】通りに面する 窓・外壁等 の修景

(1) 色彩

通りに面する開口部の枠の色彩は、黒系、茶系、ステンカラー系(1)、外壁をガイドラインが推奨する色(2)にした場合に限り外壁と同系色 のいずれかとします。

- [1 ステンカラー系は、下のマンセル値によるものとします。
色相：9.5 YR～2.0 Y、明度：6.5～8.5、彩度：0.5～1.5]
(平成30年4月1日現在、上記マンセル値内のサッシ色として、YKKapではプラチナステン、LIXILではシャイングレー、三協アルミではシャンパングレーがあります。)
- [2 p.23【4】(2)参照]

通りに面するすべてのガラスは、透明又は白系とします。

(2) 修景(風景・景観を美しく整えること)

通りの正面から格子部分が0.8㎡以上見えるように、次のいずれかの修景をします。

- ・窓に縦面格子を取り付ける
- ・外壁や開口部などに装飾や目隠しのための縦格子を取り付ける
(外壁装飾の格子は、格子を撤去した場合も外壁として成り立つものに限ります)
(敷地への侵入防止のための柵・フェンス・塀は、修景の対象からは除きます)



本町通りの景観を特徴づけていた要素の一つが「縦格子」です。

これを通りに面する開口部の修景に取り入れることで、かつての景観の再現につながり、個性と歴史性のあるまちなみを生み出すことができます。

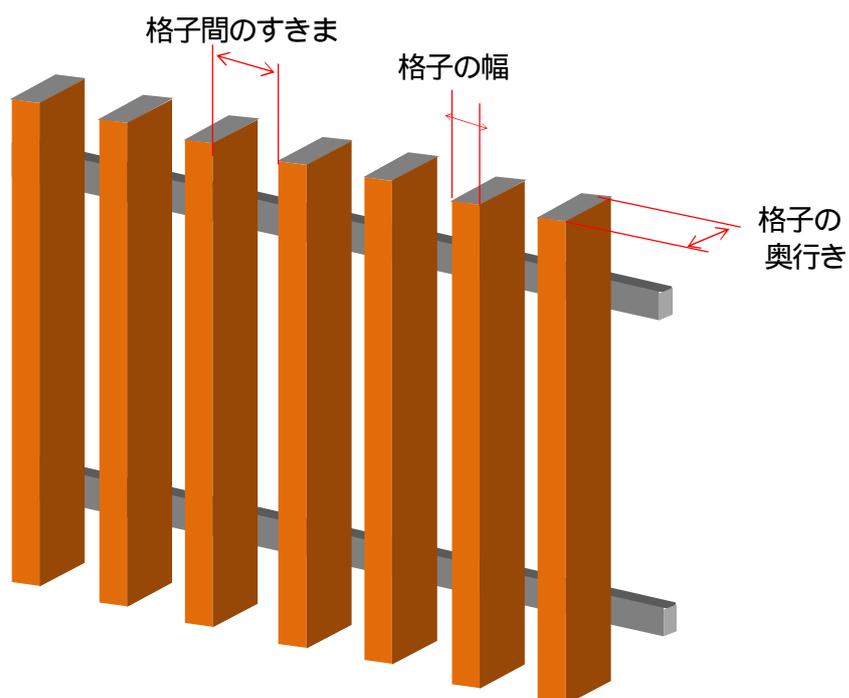
面格子には多様なデザインがあるため、修景にふさわしい推奨基準を定めます。(次頁)

○	○	×
		
適度な目隠し効果があり、修景にふさわしいデザイン	強度重視の太いデザイン（格子が長い場合など）	格子の間隔が広すぎ、修景にふさわしくないデザイン

まちなみの個性と歴史性を表現するのにふさわしいデザインで、防犯性と目隠し効果にも配慮をして、下の表のような縦の面格子の寸法を定めます。

縦の面格子の寸法（推奨基準）

格子の幅	格子の奥行き	格子の間隔（すきま）
1.5cm ~ 7.5cm	2cm ~ 9cm	格子間のすきまが格子の幅の2倍以下 かつ11cm以下で、等間隔に配置



格子には不燃材料を用い、色は黒系、茶系又は木肌調（木そのものの色合い）とし、寸法は上の通りとします。

【 6 】 付属施設

付属施設	付帯設備（室外機、給排水設備、電気設備など）
	工作物（塀、さく、広告物、看板、自動販売機など）

（ 1 ） 設置位置

通りに面する部分には設置しないようにします。

通りに面して付帯設備などをやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します。



（ 2 ） 色彩

通りに面してやむを得ず設置する場合は、黒系、茶系、木肌調（木そのものの色合い）、外壁をガイドラインが推奨する色にした場合に限り外壁と同系色 のいずれかとなります。

【 7 】 土地利用

(1) 植樹・植栽

延焼の拡大の抑制と緑豊かなまちなみの形成を目指し、市街地内の緑化を推進します。

糸魚川駅北大火の被災地の調査結果によると、加賀の井酒造周辺の林では、焼け残った土蔵などから判断して、土蔵の落葉樹（ケヤキ、イチョウ）の枝と、常緑樹（クロマツ、マサキ、ツバキ）の葉による遮熱、火の粉の飛散防止機能があったと考えられています。

また、焼失した家並みの中では、イチョウやサクラ類など多くの落葉樹の冬芽が健全に生存していました。

落葉樹の夏の葉の含水率は常緑樹よりも高く、落葉した冬の枝には大量の水分を含んでおり、耐火力が強いことが既往研究から明らかになっています。



- ・ 敷地内の空地には、積極的に植樹・植栽などを施したり、既存の樹木など緑を残すことにより、防火・延焼対策と緑化推進に配慮することを推奨します。
- ・ 敷地内に塀を設ける際には、倒壊のおそれのあるブロック塀等とせずに、景観・緑化に配慮した生垣等とすることを推奨します。



日本の国石『ヒスイ』

日本を代表する石、すなわち「国石」は、これまで正式に決められていませんでした。

2016(平成28)年9月24日、金沢大学で開かれた日本鉱物科学会の総会で「国石」の投票が行われ、花崗岩、輝安鉱、自然金、水晶、ヒスイの最終候補のなかから、糸魚川ゆかりのヒスイが選定されました。

景観・不燃化ガイドライン 【本町通り沿線編】

編集発行 平成30年5月 改訂版

糸魚川市 産業部 建設課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

.025-552-1511(代) Fax.025-552-7372

E-mail kensetsu@city.itoigawa.lg.jp

URL <http://www.city.itoigawa.lg.jp/>